新温泉町脱炭素推進パートナー事業者選定

公募型プロポーザル実施要領

１　目的

国が「2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度比 46％削減、2050 年までに脱炭素社会の実現」を宣言し、令和３年６月に地域脱炭素ロードマップを示したことを受け、本町においても、脱炭素を通じて地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させるまちづくりを推進するため、脱炭素先行地域づくり事業又は重点対策加速化事業への選定を目指している。

本プロポーザルは、令和５年度以降の脱炭素先行地域づくり事業又は重点対策加速化事業への応募に向け、専門的な知識や技術、経験を生かして、本町と連携して脱炭素の推進に向けた計画提案を行い、脱炭素先行地域づくり事業又は重点対策加速化事業の選定後には取組を進めることができるパートナー事業者を選定することを目的とする。

２　パートナー事業者選定

公募型プロポーザル方式にてパートナー事業者選定を行う。選定に当たっては選定委員会を組織し、本業務への参加表明事業者が本町に提出した実績資料、企画提案書、実施体制資料の内容を審査し、パートナー事業者を決定する。その後協議の上、協定を締結して、業務を実施する。

３　パートナー事業者に求める業務

1. 業務内容

ア　脱炭素先行地域づくり事業又は重点対策加速化事業への応募に係る事業内容や施策の検討、

再生可能エネルギー導入必要量の計算、計画提案書への協力

イ　各種会議や関係者説明会等への協力

ウ　温泉資源を活用した特色ある脱炭素計画の提案

エ　脱炭素先行地域づくり事業又は重点対策加速化事業選定後の共同実施と連携

1. 業務に関する費用

上記（１）ア、イ、ウの業務に係る費用は事業者の負担とする。また、脱炭素先行地域づくり事業又は重点対策加速化事業への選定後の事業実施は、事業内容や体制に応じて、国からの交付金交付の後、補助金の交付等を想定している。

協定期間内に脱炭素先行地域づくり事業若しくは重点対策加速化事業の選定がない、又は国からの交付金交付対象外となる等、財源の確保がなされない場合は、原則補助金の交付等はないものとする。

４　協定期間

協定締結から１年とする。ただし、両者で合意に達した場合、又は脱炭素先行地域づくり事業若しくは重点対策加速化事業に選定された場合は、期間延長を行う。

５　プロポーザルの概要

（１）　プロポーザル実施スケジュール（予定）

ア　公告 　　　　　　　　令和５年５月１６日（火）

イ　質問受付期限 　　　　令和５年５月２６日（金）

ウ　質問回答 　　　　令和５年６月　９日（金）

エ　参加表明書の提出期限　　令和５年６月２３日（金）

オ　企画提案書の提出期限 令和５年６月３０日（金）

カ　審査 　　　　　　　　令和５年７月１１日（火）　（予定）

キ　審査結果公表 　　　　令和５年７月１４日（金）

ク　協定締結 　　　　令和５年７月下旬

（２）　選定委員会

事業者の選定に係る審査は、選定委員会で行い、選定委員は下記の６名を予定している。

・副町長（選定委員長）

・温泉総合支所長

・総務課長

・企画課長

・町民安全課長

・企画課課長補佐

（３）　担当部署

新温泉町企画課DX・情報推進係

メールアドレス：[kikaku@town.shinonsen.lg.jp](mailto:kikaku@town.shinonsen.lg.jp)

住所：〒６６９－６７９２　兵庫県美方郡新温泉町浜坂２６７３番地の１

電話：０７９６－８２－５６２４（直通）

（４）　参加要件

下記の要件全てに該当する場合のみ、本プロポーザルに参加することができる。

ア　単体事業者又は複数の者で構成する企業グループによる提案であること。

イ　単体事業者又は企業グループの構成企業が、本プロポーザル公示日から起算して1 年以内に国、兵庫県又は他自治体からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。

ウ　単体事業者又は企業グループの構成企業が銀行取引停止となっていないこと。

エ　単体事業者又は企業グループの構成企業は、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者若しくは再生手続き開始の申立てをされている者

（同法第３３条第１項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法

（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手

続き開始の申立てがされている者（同法第４１条第１項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

オ　単体事業者又は企業グループの構成企業の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

カ　企業グループの構成企業が、単独又は他の企業グループの構成企業として、本業務に参加していないこと。

キ　３「パートナー事業者に求める業務」について業務遂行能力を有する者であること。

（５）　交付する書類及び資料

ア　本実施要領

イ　様式集　様式第１号：質問書

様式第２号：参加表明書

様式第３号：委任状

ウ　審査要領

※書類及び資料は全て新温泉町公式ホームページ「https://www.town.shinonsen.hyogo.jp」

（以下「ＨＰ」という。）上のみで交付する。郵便等による資料送付は行わない。

（６）　提出書類の取り扱い

ア　提出書類は、返却しないものとする。

イ　提出書類は、審査の目的以外で、無断で使用しないものとする。

ウ　提出書類の著作権は、応募者に帰属するものとする。ただし、協定締結者の提出書類は、新温泉町が必要とする範囲内において、無償で使用できることとする。

エ　提出書類は、必要な範囲内において複製することができるものとし、提案者の同意を得て、Ｈ Ｐ等で公表することがある。

（７）　その他

ア　説明会は実施しない。

イ　プロポーザル参加に係る費用は、全て応募者の負担とする。

ウ　提出期限日以降における書類の差し替え又は再提出は認めない。

エ　本業務において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

６　質問回答について

質問がある者は、下記のとおり質問書を提出すること。質問がない場合も、他事業者からの質問に対する回答を必要とする場合はメールにその旨を記載して送信すること。

（１）　質問書の提出

ア　受付期限

令和５年５月２６日（金）正午まで

イ　提出先

５（３）のとおり

ウ　提出資料

|  |  |
| --- | --- |
| 資料 | 形式 |
| ① 質問書  ※質問事項は簡潔に記入すること。記入欄が足りない場合は、記入欄又は用紙を追加して作成すること。 | 様式第１号 |

エ　提出方法

・質問を記入した質問書データ（ワード形式）を、電子メールに添付して提出すること。

・メールの件名は「新温泉町脱炭素推進パートナー事業者選定 質問書」とし、

ファイル名は「質問書\_〇〇」（〇〇には事業所名）とすること。

・郵送、ファックス、電話、口頭等での質問は受け付けない。

（２）　質問回答

ア　回答日　令和５年６月９日（金）（予定）

イ　回答方法　質問を行った事業者全員及び回答を希望する事業者に対して、回答メールを送信。

７　参加表明について

参加表明書の提出をもって、参加表明とする。

（１）　参加表明書の提出

ア　提出期限　令和５年６月２３日（金） 午後５時

イ　提出先　５（３）のとおり

ウ　提出資料

|  |  |
| --- | --- |
| 資料 | 形式 |
| 1. 参加表明書 | 様式第２号 |
| 1. 委任状　※企業グループで応募する場合のみ | 様式第３号 |

エ　提出方法

・参加表明書データ（PDF 形式）を、電子メールに添付して提出すること。

・メールの件名は「新温泉町脱炭素推進パートナー事業者選定 参加表明」とし、ファイル名は「参加表明\_〇〇」（〇〇には事業所名）とすること。

（２）　通知

参加表明を受け付けた者には、提案者番号を、電子メールにて送付する。

（３）　辞退

参加表明書の提出後に、本公募への参加を辞退する場合には、令和５年６月２８日（水）正午までに辞退の連絡をメールで送付すること。

８　企画提案書提出について

（１）　資料の提出

ア　提出期限　令和５年６月３０日（金） 正午

イ　提出先　５（３）のとおり

ウ　提出資料

下記①、②、③について作成すること。なお、提案資料には、提案者を特定することが出来る内容の記述を記載してはならない。仮に記載されていた場合には、審査の対象外とする場合がある。

|  |  |
| --- | --- |
| 資料名 | 形式 |
| ①実績資料 | A４サイズ　横  自由形式 |
| ②企画提案書 |
| ③業務実施体制資料 |

　　エ　提出部数

正本１部、副本５部、データCD１枚

　　オ　提出方法　郵送若しくは持参とする。

（２）　実績資料の作成方法

ア　記載事項

５（４）の参加要件を踏まえ、下記①～③について記載すること。

①　提案者の実績

本業務に資する提案者の事業・取組の実績を有する者は、当該実績を記載すること。

②　実績の本事業への活用

上記①で記載した実績が本業務においてどのように生かせるか説明すること。

③　本事業に取り組むアピールポイント

アピールポイントとして、業務に取り組む想い・意気込み等を記載すること。

イ　留意事項

・文字は読みやすい大きさとすること。

（３）　企画提案書の作成方法

ア　記載事項

本実施要領の内容及び新温泉町地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編及び区域施策編）を踏まえ、下記について記載すること。また、環境省が公表している脱炭素先行地域募集要領（第３回）等を参考にすること。

HP　TOPページ ＞ 行政情報 ＞ 各種計画 ＞ 新温泉町地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）

①　地域脱炭素実現に対する考え方について

本町の特徴や地域課題等を踏まえながら、地域脱炭素の実現に向けた取組に貢献できる事業実績を説明すること。

②　地域課題の解決や住民の暮らしの質の向上等、期待される効果

脱炭素先行地域の取組を通じて解決していくことを目指す課題や、その解決に向けた取組により期待される効果（地域経済、防災、暮らしの質の向上等）を説明すること。

導入する内容により生まれるCO2の削減効果、費用対効果等を具体的な数値を示して説明すること。

イ　留意事項

・文字は読みやすい大きさとすること。

・印刷範囲を考慮し、用紙の余白を５ミリ以上とること。

・企画提案資料全ての右上隅に、返信されたメールに記載されている提案者番号を記載すること。番号のフォントは１２ポイントとすること。

（４）　業務実施体制資料の作成方法

ア　記載事項

本業務で想定される事業者の連携体制について、必要に応じて体制図も用いて記載すること。

イ　留意事項

・文字は読みやすい大きさとすること。

８　審査について

　参加要件を満たすと認めた事業者に対し、選定委員会で審査要領に基づき審査する。

　なお、参加事業者が１者であった場合でも、審査を実施するものとする。

　また、参加事業者が多数の場合には、実施要領で定めた基準に基づき１次審査を事務局で行い、その評価の高い４事業者を選定委員会による２次審査の対象とし、１次審査の結果は参加事業者に電子メールで通知する。

　選定委員会による審査にあたっては、事業者によるプレゼンテーションを実施する。

（１）　審査方法

ア　提出された資料、プレゼンテーションを踏まえて、「実績資料」、「業務提案資料」、「業務実施体制資料」を交付資料の「審査要領」による評価を行い、選定委員会で審査を行う。

イ　審査は非公開で行う。

ウ　審査の経緯及び結果についての異議申立ては受け付けないものとする。

（２）プレゼンテーション

ア　開催日時・場所

・日時：令和５年７月１１日（火）（予定）

・場所：新温泉町役場２階 会議室

※詳細は、参加表明者に別途連絡する。

イ　留意事項

・提案者の説明は、提出した審査資料に基づき口頭で選定委員へ説明を行うこと。

・追加資料の配布および表示は認めない。

・提出した資料に基づき、主に「企画提案資料」の内容について説明を行うこと。

「実績資料」「業務実施体制資料」を踏まえて説明してもよい。

・プレゼンテーションは非公開で行うが、記録のため、録音、写真の撮影等を行う場合がある。

（３）　審査結果の公表及び通知

・審査結果は、令和５年７月１４日（金）にＨＰで公表する予定としている。

・HP公表と同日に電子メールで審査結果を通知する。